

堺市報道提供資料

令和6年8月13日提供

## 日本郵便株式会社と包括連携協定を締結します

堺市と日本郵便株式会社（近畿支社：大阪府大阪市中央区北浜東3番9号 近畿支社長：小池 信也）は、地域に根差すネットワークを活用した地域課題への迅速かつ適切な取組の実施による市民サービスの向上及び地域の活性化をめざし、相互の連携を強化するため包括連携協定を締結する運びとなりました。

なお、協定の締結は以下のとおり行います。

1 日 時 令和6年8月22日（木）午前11時～午前11時30分

2 場 所 堀市役所 本館4階 秘書課応接室（堺市堺区南瓦町3番1号）

3 出席者 日本郵便株式会社 常務執行役員 近畿支社長 小池 信也  
堺市長 永藤 英機

4 連携内容 (1) 豊富な資源を活用した情報発信  
(2) 安全・安心な暮らしの実現  
(3) 地域で見守る子育て・教育  
(4) 持続可能な都市の実現

問い合わせ先	担当課：市長公室 政策企画部 公民連携担当 電話：072-228-0289 ファックス：072-222-9694	さかいの未来を共に創るために。 <b>Connect with...</b> さかい・コネクテッド・デスク
--------	--	---

## 主な取組内容

### (1) 豊富な資源を活用した情報発信に関するこ

#### ◎全国に広がる拠点等を活用した魅力発信

令和6年7月に開業した大阪駅直結の商業施設「KITTE 大阪」をはじめ、全国の拠点を活用し、都市魅力を発信します。

#### ◎市内100以上の局を活用した市政情報の発信

市内の小学校区に少なくとも1局は存在する郵便局のネットワークや、ゆうパック、郵便車両、ポスト等の資源を活かして、市政情報等の発信を行います。

### (2) 安全・安心な暮らしの実現に関するこ

#### ◎暮らしを支える地域の見守り

特殊詐欺被害の防止や高齢者の見守り、最後まで自分らしい人生を過ごすための「終活」に関する支援などの取組により、地域の暮らしを支えます。

#### ◎安全な生活環境の構築

消防活動への協力や津波率先避難等協力事業所への登録など、災害時の安全確保を行います。また、配達時等に道路損傷や通行障害、選挙ポスター掲示板の異常などを発見した際には、直ちに情報を共有し、安全な生活環境の構築に取り組みます。

### (3) 地域で見守る子育て・教育に関するこ

#### ◎子どもが健やかに成長できる環境の整備

「さかい子育て応援団」への登録や「こども110番の家」事業への協力をしています。また、里親支援機関と連携し、里親制度の周知を行います。

#### ◎将来の可能性を広げる教育の充実

郵便局見学や職業体験の積極的な受入れにより、子どもたちの可能性を広げる機会を提供します。また、「手紙の書き方体験授業」の教材提供により、手紙による子どもたちの心の交流を促進します。

### (4) 持続可能な都市の実現に関するこ

#### ◎カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進

計画的なEV車両の導入などにより、地域のカーボンニュートラル化に取り組みます。

#### ◎さかいSDGs推進プラットフォームとの強固な連携

市内郵便局の「さかいSDGs推進プラットフォーム」への参画を促進し、多様な主体との連携によりSDGsを推進します。

## (案)

# 堺市と日本郵便株式会社との包括連携協定書

堺市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域に根差すネットワークを活用した地域課題への迅速かつ適切な取組の実施による市民サービスの向上及び地域の活性化をめざし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、関係法令等に反しない範囲で、かつ、業務に支障のない範囲で、連携し協力する。

- (1) 豊富な資源を活用した情報発信に関するこ
  - (2) 安全・安心な暮らしの実現に関するこ
  - (3) 地域で見守る子育て・教育に関するこ
  - (4) 持続可能な都市の実現に関するこ
  - (5) その他前文の目的に関するこ
- 2 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、隨時協議を行い、連携して取組を進めるものとする。

### （連絡調整窓口）

第2条 連携事項の円滑かつ効果的な推進のために、甲と乙で構成する連絡調整窓口を設置する。

- 2 連絡調整窓口に関して必要な事項は甲と乙が別途協議して定めるものとする。

### （経費）

第3条 連携事項の実施に要する経費は、原則として甲と乙において各々応分に負担することとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、甲または乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第1条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定める事項に関する細目については、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

堺市

堺市長

乙 大阪府大阪市中央区北浜東 3 番 9 号

日本郵便株式会社

近畿支社長